

(表面)

管理番号		号
------	--	---

年 月 日

宝塚市被災証明書交付申請書

宝塚市長あて

申請者

住所	〒	-
宝塚市		
(ふりがな)		
氏名		
平日日中連絡先 () -		

裏面の注意事項を確認し、次のとおり申請します。(以下口にはしでチェックしてください。)

使用目的 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 保険の申請のため <input type="checkbox"/> 勤務先等への提出のため <input type="checkbox"/> 市への提出のため <input type="checkbox"/> 兵庫県住宅再建制度(フェニックス共済)の申請のため <input type="checkbox"/> その他()	
提出先及び 必要枚数		枚
被災原因	令和 年 月 日()に発生した	
	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風(号) <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> その他() による	
被災場所	〒 - 宝塚市 (アパート等の場合、名称)	
被災物件		
申請者と 被災物件の関係	<input type="checkbox"/> 持家・所有者 <input type="checkbox"/> 借家・占有者 <input type="checkbox"/> 管理者	
被災物件が 住家の場合	<input type="checkbox"/> 木造・プレハブ住宅 <input type="checkbox"/> 非木造住宅(鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅等)	
被害の状況 (可能な限り詳細に 記載してください)		

(裏面あり)

上記申請について、
被災証明書を発行する。
調査班に申し送りする。

年 月 日

課長	係長	担当

(裏面)

被災証明書交付申請に係る注意事項

以下の注意事項をご確認の上、申請してください。

- 被災証明書は災害等による被害の事実を写真や書類等で確認し、発行するものです。
そのため、写真や被害の状況は可能な限り詳細に記載してください。
- 住家（現実に住居のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない）の被害が一定以上の場合や、公的支援を受ける際には、被災証明書ではなく罹災証明書が必要になります。
※本申請書の内容を確認し、被害が一定以上の場合または罹災証明書が必要と判断した場合は市役所内にて情報共有し、罹災証明書発行対応とします。
- 罹災証明書の発行には家屋被害認定調査が必要になりますので、別途担当部署より連絡させていただきます。
※調査完了後、罹災証明書を発行する際には別途申請が必要です。
- 家屋被害等認定調査は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。
- 罹災証明書は住家に対してのみ発行されます。門や塀、擁壁などの付属物や、倉庫や店舗、事務所などの住家とみなされないものに対しては発行できません。
※被災証明書は発行できますので該当部分の写真等を添付ください。
- 被害認定調査では屋根の上など、見えない部分については写真による調査を行いますので、被害箇所の確認できる写真をご用意ください。
※写真がない場合は、当該箇所は調査対象にはなりませんのでご注意ください。
- 被害認定調査を受ける前に被害箇所を修復をする場合は、必ず修復前後の写真をご用意ください。
※被害状況が確認できない場合、当該箇所は被害箇所とは認定されません。
- 兵庫県住宅再建制度（フェニックス共済）は、調査により半壊以上と認定された住家が給付対象となります。一部損壊では給付対象となりませんのでご注意ください。
※一部損壊特約に加入している場合に限り、一部損壊（10%以上）も給付対象となります。ただし、損壊割合10%未満では給付対象にはなりません。